

世田谷区ふるさと納税特設 WEB サイト構築及び 運用管理業務委託 提案要求説明書

(配布資料)

1. 提案要求説明書（本書）
2. 様式1 参加表明書
3. 様式2 参加辞退届
4. 様式3 質問書兼回答書

令和4年9月2日

世 田 谷 区

1 業務概要

(1) 契約予定件名

世田谷区ふるさと納税特設 WEB サイト構築及び運用管理業務委託

(2) 目的

ふるさと納税制度による世田谷区の減収額が拡大の一途をたどり、区の財政が大きな影響を受け流出抑制が喫緊の課題となっている中、新たにラインナップした魅力ある返礼品を中心に効果的に区の取組みをPRし、街の魅力とともに広く波及させることで、世田谷区へのふるさと納税の確保及び来街者の増加を図ることを目的とする。

(3) 業務内容（委託予定業務）

上記目的を実現するための WEB サイトの企画・構築・デザイン・保守・運用管理を行うこと。

①開設時期

令和4年10月下旬～11月初旬

②掲載するコンテンツ（案）

- ・返礼品に関する情報（写真、店舗名、商品名、商品説明、寄付金額等）
- ・世田谷区のPR（街の魅力や特色が伝わるようなもの）
- ・世田谷区のふるさと納税について（区の現状、寄付の使い道等）

③当初取扱返礼品数（予定）

100件程度

- ・20事業者程度の商品を取り扱う予定
- ・商品画像、商品説明文は区より提供

④返礼品情報の更新（追加・変更・削除等）

事業者から依頼があり次第随時（月5～10件程度を想定）

【留意事項】

- ・利用者の利便性や見やすさを重視すること。
※スマートフォン用、タブレット端末用ページ含む
- ・訴求方法を工夫し、見た人を惹きつけるデザインにすること。
- ・返礼品のブランドイメージを保ちつつ、統一性のあるデザインにすること。
- ・返礼品のPRにとどまらず、世田谷区の特色ある街の魅力を同時に発信し、世田谷区へ行ってみたいと思わせるような工夫をすること。
- ・目的とするコンテンツに原則2クリック～4クリック程度でたどり着く階層構造とすること。

(4) 履行期間

契約の日（令和4年10月中旬頃）から令和7年3月31日まで（予定）

※令和5年度及び令和6年度についても、引き続き同じ事業者と随意契約する予定がある。

ただし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを条件とする。

※国によるふるさと納税制度の改正等により、サイト運用の必要性がなくなった場合は、本業務を中止することがある。

2 提案限度額（令和4年度）

2, 200, 000円（税込）

3 プロポーザルに参加できる者の資格

次の（1）から（5）までの要件を全て満たす法人であること。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- （2） 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （3） 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。
- （4） 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- （5） これまでにWEBサイトの構築又は類似の業務を自治体から受託した経験を有すること。

4 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

- （1） 参加表明書：別紙様式1「参加表明書」に準ずること

<添付書類>

- ・履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内）
- ・納税証明書①（税務署が発行する「その1」及び「その3」、発行日から3ヶ月以内）
- ・納税証明書②（法人住民税・事業税、発行日から3ヶ月以内）
- ・法人の概要が分かる資料（会社パンフレットなど）
- ・前期分の確定申告書類（貸借対照表、損益計算書を含む）

- （2） 提出期限：令和4年9月15日（木）15時まで（必着）

- （3） 提出方法：下記9の窓口への持参、郵送

5 質問について

提案書作成に当たっての質問は、別紙様式3「質問書兼回答書」をもって電子メールで行う。また、回答については、公平を期するため、質問内容を取りまとめたうえで、招請通知を送った者全てに電子メールで配信する。

質問締切：令和4年9月22日（木）15時まで

回 答：令和4年9月27日（火）

提 出 先：下記9に記載のメールアドレスまで

6 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

7 提案書の提出期限、提出先及び方法等

(1) 提案書の部数

8部（正本1部、副本7部）

（A4判（横置き、横書き）、両面刷り、合計20ページ以内（表紙含む、カラー可）、様式自由。
表紙に、あて名「世田谷区」、タイトル、提出年月、社名（正本のみ）を記載すること。）

※会社名その他提出者が容易に特定できる情報は、提案書の正本にのみ記載し、副本には一切記載しないこと。

(2) 提出期限：令和4年10月3日（水）正午（必着）

(3) 提出方法：下記9の窓口への持参、郵送

8 提案書に求める内容

(1) 実施体制に関する事項（2ページ以内、様式は自由）

- ① 実施体制及びセキュリティ体制
- ② 業務従事予定者一覧（役職、同種・類似業務の実績等）
- ③ 受託事業を円滑に遂行するための、受託期間中における企画責任者、統括責任者等の現場業務への関わり方（組織的バックアップ体制）

(2) 過去における同種・類似業務の実績（3ページ以内、様式は自由）

地方自治体や民間から同種又は類似の業務を受託した際の履行内容及び実績

(3) 本業務の実施方針等（3ページ以内、様式は自由）

- ① 本業務の履行に際して、特に重視する方針
- ② 本業務を履行する上で、競合他社よりも優れていると自認するポイントとその理由
- ③ 想定スケジュール

(4) 業務内容に関する提案（10ページ以内、様式は自由）

世田谷区ふるさと納税特設WEBサイト構築及び運用管理について

- ① 世田谷区のふるさと納税に関する現状分析について
- ② 世田谷区のもつ地域資源や地域の魅力に関する現状分析について
- ③ サイトコンセプトについて
- ④ キービジュアル・タイトルなどのブランディングについて
- ⑤ サイトのレイアウト及び階層設定について

(5) 見積書（2ページ以内、様式は自由）

- ① 契約金額は契約期間の各年度ごとに見積もること。
- ② 令和4年度の契約金額は、提案限度額の範囲内で見積もること。
- ③ 事業を運営するための経費の内訳が分かるように詳細な見積書を作成すること。

9 説明書の受領、参加表明書及び提案書の提出先など

世田谷区 経済産業部商業課 担当：大屋

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 4階

TEL：03-3411-6652、FAX:03-3411-6635

E-mail：sea01004@mb.city.setagaya.tokyo.jp

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日・祝日を除く）

10 提案書を特定するための評価基準

(1) 実施体制に関する事項

- ・業務責任者などの実績、経歴等
- ・配置人員、役割、区との連絡体制等

(2) 同種・類似業務の実績

(3) 実施方針

(4) 業務内容に関する提案

世田谷区ふるさと納税特設 WEB サイト構築及び運用管理について

- ・区の施策目的に合致したコンセプトの設定になっているか
- ・世田谷区の地域性に関する理解度があるか
- ・利用者にとってわかりやすく、操作しやすいサイト構築ができるか
- ・効果的で訴求力のあるサイト構築ができるか
- ・本業務を履行するに当たっての強み、PR など

(5) 見積金額の妥当性

※詳細は別紙 1 「提案書を特定するための評価基準」のとおり。

11 提案書の審査方法

(1) 書類審査（令和 4 年 10 月 4 日（火）～10 月 11 日（火）に実施する予定）

提案書の内容について「提案書を特定するための評価基準」に基づき審査し、1 者を特定する。 ※審査の結果、一定の基準を超える提案事業者が存在しなかった場合は、候補者の特定を行わないものとする。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和 4 年 10 月中旬に文書で発送する。また、区は選定事業者名及び審査結果について、必要に応じて公表することができるものとする。

12 その他

- (1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約

により締結する予定の有無 有 (WEB サイトに掲載するコンテンツを活用したふるさと納税に関する WEB 外における PR 等を想定)

- (6) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (7) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (8) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (9) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (10) 提案書の提出後に3の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (11) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (13) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。
- (14) 区はこの案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。